

「社会構造」は社会の何を指すのか

「基本構造」からアイリス・ヤングの構造的不正義論へ

中村 達樹

はじめに

ジョン・ロールズ以降の英語圏の正義論において、個人間及び集団間の平等及び正義の問題は、個人の有徳さや行為の正しさとは異なる問題として扱われるのが通例であった。すなわちそこでは、平等や正義は国家に代表される共同体における政治・経済・社会の制度編成や構造の正しさの問題とされ、平等や正義の実現のために特定の個人や集団がどう振る舞うべきか、という問題は傍に置かれることが多かった。

しかし一方で、「特定の個人及び集団の振る舞いは、社会構造の正義や平等と何の因果関係も持たない」と考えることも困難である。例として、衣服を一着購入する際、多少高価であってもフェアトレード商品を選ぶか、それとも途上国の安価な労働力に搾取的な形で頼ったファストファッションブランドの商品を選ぶか、という日常的な消費行動の場面について考えてみよう。このようなきわめて個人的な行為選択でさえ、賃金や労働条件における地域間格差という不正義の是正に影響を与えたり、逆に不正義を強化したりする、と考えることは不自然ではない。またたとえば職場でのハラスメントは、それ自体他者に精神的・身体的危害を加える不正な行為である。しかしそれに加えて、こういったハラスメントが女性などの特定の集団に集中する傾向を有するのであれば、ハラスメントは特定の人々が働きづらい職場の構築の一因となる。そうであれば、個々のハラスメントも人々の職務や所得へのアクセスにおける集団間格差という、社会的不正義を加速させる行為でもあると

みなすべきかもしれない。もちろん単独の個人による一度きりの選択が社会全体に及ぼす影響は皆無に等しいものであろうが、それが多くの人々によって、また反復して実行されれば、不正義の持続もしくは拡大再生産につながることは容易に想像できる。このような個々の人々及び集団の実践の反復によって形成される、いわゆる「構造的不正義 (structural injustice)」を正義の問題圏に含めるのであれば、何らかのしかたで個人の実践のあり方を正義に関わる問題として問いただせなければならない。しかもそれは、個人の行為に対して単に「政治・経済・社会的な制度を遵守せよ」という義務を課すだけでは、果たされない課題であるかもしれない。

本稿では、このような構造的不正義に対応できる倫理規範について考察するにあたり、アイリス・マリオン・ヤングの正義論に着目する。ヤングは 2000 年代初頭から 2006 年に逝去するまでの間、「構造的不正義」という用語を人口に膾炙させると同時に、その不正義の是正策についても考察を進めたことで知られる (cf. McKeown 2021: 1)。また彼女の議論は、既存の正義論の多くがこのような構造的不正義の問題を自身の射程に入れ損ねてきた、という指摘に始まるものである。もともと、彼女は正義論のみに従事していたわけではない。彼女はその他にもフェミニズム、多文化主義と差異の政治、民主主義論、規範倫理学と責任論など多くの分野にまたがり、また方法論においても大陸系の現象学や批判理論と、英米圏の分析的規範理論を架橋する形で、1980 年前後から多数の研究成果を残してきた (cf. Ferguson & Valls 2022: 1)。このような方法論上の特異性を考慮し、かつ彼女の正義論をロールズ以降の正義論の主要な系譜のオルタナティブと見なすに値するほどのものとして再構築するためには、正義論に直接言及した業績のみを検討するだけでは不十分である。むしろ他分野の業績の少なくとも一部に関しても、彼女の正義論を形作った背景の一端として、検討の対象に含めねばならない。しかしながら本稿では議論の導入として、差し当たり正義論に直接関わる文献のみから

の検討に留めたい。

本稿の構造は以下の通りである。第1節では議論の前提として、ロールズが『正義論』において示し、後年の著作まで継続して扱った社会の「基本構造 (basic structure)」の概念を確認する。そこにおいて、それがいかなる形で社会の制度編成や構造の問題と個人の実践の問題を分離する「分離テーゼ」を確立してきたかを確認した上で、両者にいかなる影響関係を見出しているかを示す。

続く第2節では、そのような基本構造概念に対するヤングの批判を、各々の批判に1項ずつ割く形で検討する。第2.1節では、ロールズが正義論において分配に焦点を当て過ぎていることによって、正義の主題としての「基本構造」に含めるべきであるはずのものを射程に入れていないと主張する、Young (2006) における議論を概観する。このことの根拠として用いられるのは、「社会的分業」・「意思決定の諸構造」・「標準化」という三つの領野における具体的な文脈において、ロールズの議論の焦点が狭すぎるという個別的な指摘である。続く第2.2節では、「これらのロールズの個別具体的な議論における欠陥と、彼の正義論が分配的であることには関係がない」という反論を想定し、両者の間の因果的なつながりの明確化を試みる。その過程において、彼の正義論の分配的性質による欠陥は、社会構造と個人の実践の「分離テーゼ (dualism)¹」による欠陥と、ある意味においては因果的に関連していることも明らかになる。

第3節では、そのような分離テーゼの修正の帰結として、ヤングが社会の「構造」をいかなるものとして構想するかを考察する。ここで、社会構造と個人の実践の「一元化テーゼ (monism)」を唱える、ジェラルド・コーエンとの比較が、理解を進める上で有用となる。この比較を通じて、ヤングはロ

¹ ここでの「分離テーゼ (dualism)」、及び後述するその対概念としての「一元化テーゼ (monism)」は、英訳も含めて藤岡 (2008) における用語である。

ールズ的な意味での「分離テーゼ」を批判しながらも、彼とは別のしかたで社会構造と個人の実践を区別する、いわば「反転図形テーゼ (ambiguous figure thesis)」とでも呼べるものを主張していることを明らかにする。この節をもって、「社会構造」は社会の何を指すのか」という本稿表題の問いに対し、ヤングの理論に即した回答が与えられることになる。

1. ロールズにおける「基本構造」と「分離テーゼ」

本節ではロールズの「基本構造」概念の分析にあたり、まずは『正義論』において記述された「基本構造」の定義と特徴をいくつか確認しておく。それに続いて、それら個々の特徴に関する後年の文献の記述を都度参照し、『正義論』段階の記述をより詳細に定式化することを試みる。

周知のように、ロールズの『正義論』において、正義は「社会の諸制度 (social institutions)」の第一の徳であり (TJ: 3/3=6)、その第一義的な主題は「社会の基本構造 (the basic structure of society)」である (ibid.: 7/6=10-11)。ここで、「基本構造」とは「主要な社会の諸制度が基底的な権利と義務を分配し、社会的協働から得られる相対的利益 (advantage) の分割を決定するあり方」 (ibid.: 7/6=11) である。この部分をロールズの基本構造に関するテーゼ(1)として、以下のように定式化しよう。

(1). 基本構造とは、財を分配する機能を有する、社会の諸制度の配置を指す。

ここで、基本構造として機能しうるような「主要な社会の諸制度」に何が含まれ、何が含まれないのか、ということが問題となる。『正義論』の段階においては、ロールズがそこに含まれるものの具体例として挙げているのは「思想の自由 (freedom) と良心の自由 (liberty) ²を法的に保護すること、競

² ロールズが取り上げるような基底的自由の詳細な内実については本稿の射程外であるた

争的市場、生産手段における私的所有、一夫一婦制の家族」(ibid.)である。逆にこの意味での「主要な諸制度」ではないもの、すなわち基本構造と対照されるものの具体例は、「意思決定、判断、帰責(imputation)を含む多種多様な個別的行為」と、「諸個人(persons)の態度や傾向性、及び彼ら自身」(ibid.: 7/6=10)である。これらは他の文脈では「正義／不正義(just/unjust)」という語によって形容されうるが、少なくともロールズは自身の正義論において問題としない。

ロールズが「諸制度」と「個別的行為」の間に引いたこのような区別は、後年まで大きく変化することはない。『正義論』初版から30年の時を経て発表された『公正としての正義 再説』においても、「基本構造」に属する諸制度の例が一部変更されている程度であって、諸制度と個別的行為との対比関係は揺らいでいない³(cf. JFR: 10=19)。

なお、このようなロールズの区別を、藤岡(2008: 161)は「分配的正義が適用されるのは社会の制度的枠組みに対してであり、その下で営まれる個々の日常的行為⁴にまで直接及ぶものではない」という区別として要約する。

め、ここでの freedom と liberty の区別に関する詳細な検討は行わない。

³ 具体的には、『公正としての正義 再説』では基本構造に属する諸制度の一例から思想と良心の自由の法的保護に関する記述が削除され、「一夫一婦制の家族」が「ある形態における家族」に書き換えられるなどの変更がなされている(cf. TJ: 7/6=11; JFR: 10=19)。これらの変更について都度検討することは、ロールズのいわゆる政治的転回に関わる解釈上の問題においては重要であると考えられるが、本稿の射程の及ぶところではない。

⁴ 上で引用したように、ロールズが「社会の基本構造」と対照するものとして挙げたのは、「個別的行為」と「諸個人の態度や傾向性、及び彼ら自身」、すなわち個人の一度きりの行為と、彼の習慣的な徳性や性格徳性の双方である。(TJ: 7/6=10)。その一方で、藤岡(2008: 161)は「社会の制度的枠組み」に対照されるものとして「個々の日常的行為」しか示しておらず、一見すると性格特性については言及していない。しかしながら、(後述するが)この「分離テーゼ」と対照される、社会の諸制度と個別的行為の「一元化テーゼ(monism)」を唱えるコーエンは、以下のテーゼを主要なものとしている。「社会的エートスにおける変化、すなわち人々が相互に対し、日常生活のただなかにおいて保持する態度の変化が、平等を産むために必要である」(Cohen 2000: 3=2006: 22) すなわち一元化テーゼにおいて社会の諸制度と「一元化」される「日常的行為」とは、一度きりの個々の行為というよりはむしろ、それらを反復させる、あるいはそれらが反復されることによって表出されるような、個人の性格特性に近いものとみなした方が妥当である。このような背景から、以下本稿では社会の諸制度や基本構造と対比される「(個別的)行為」を、習慣的な徳性や性格特性をも意味する広義の語として用いる。

また藤岡は、このような区別を支持する主張を「分離テーゼ (dualism)」と呼んでいる (ibid.)。言い換えれば、分離テーゼは以下の二つのテーゼ(2)・(3)の組み合わせである。

(2). 基本構造として機能する社会の制度的枠組み（すなわち「主要な社会の諸制度」）は、個々人の日常的行為（すなわち「個別的行為」）と区別可能である。

(3). 分配的正義が適用されるのは、(1)のうち前者に対してのみである。

続いて問題となるのは、このように分離された制度と個人の行為が相互にいかなる影響関係にあるかについてである。ここでロールズが『正義論』において強調するのは、基本構造が人生の「スタート地点 (starting point)」における不平等に影響を与える点である。そのようなロールズの態度は、たとえば以下の部分に表れている。

ここでの直観的な観念は以下の通りである。この構造 [=基本構造]⁵は多様な社会的地位を含むし、異なる地位に生まれた人々は生に関して異なる予期 (expectations) を抱くが、この予期は部分的には、経済的・社会的情況 (circumstances) だけでなく政治のシステムによっても決定される。このようなしかたで、社会の諸制度はあるスタート地点を別のスタート地点よりも優遇する。(TJ: 7/7=11)

すなわち、ロールズが『正義論』においてとりわけ注目する基本構造の機能は、人々がこれから自身の人生に関する予期や計画を立てて行為を始めてゆくような、多様な「スタート地点」の状況設定を行う機能である。そのス

⁵ 以下、引用部中の〔〕内には本稿執筆者による補足を示す。

スタート地点が多様である以上、そこにおける人々の境遇の良し悪しにも程度の差が生じうる。このようなスタート地点での境遇における不平等にアプローチするため、ロウルズは社会の基本構造を正義の主題としているのである。

もともと、ここでの「スタート地点」とは必ずしも時系列上人生で最初に訪れる地点、すなわち誕生の瞬間を意味していると解釈する必要はない。むしろ人々が自身の生に関する何らかの見込みを立て、それに基づいて何らかの行為をはじめるときに、それに因果的に先行する種々の背景的な条件の集合が「スタート地点」と比喩的に形容されている、と理解すべきであろう。このような理解が妥当であることは、『公正としての正義 再説』の以下の記述と照合することでより明白になる。

基本構造とは、その内部で諸々の結社 (association) や個人の行為が行われるような、背景的な社会の枠組みである。正義にかなった (just) 基本構造は、我々が背景的正義とでも呼んでよいようなものを保証する。

(JFR: 10=19)

上の記述における「背景的正義」という語は、『正義論』の段階では「スタート地点」と比喩的に表現されていたものを、より厳密に定式化したものであるとみなして差し支えない。そのように理解すれば、ロウルズが想定した基本構造とは、個人もしくは(せいぜい「結社」と呼べる程度の)小規模な集団の行為の背景として、それらに予め条件づけや制約を加える機能を持つものである。ここで重要なのは、逆に個人や結社の個別的行為が基本構造に与える因果的な影響に関しては、ロウルズは概して議論を展開していない点である。ゆえに彼は、基本構造の定義を示すテーゼ(1)、及び分離テーゼを構成するテーゼ(2)・(3)に加え、以下のテーゼ(4)も示唆していると考えべきである。

(4). 基本構造として機能する社会の諸制度は、諸々の個人や結社の個別的行為に対して、一方的に条件づけを行う関係にある。

本稿で問題とするようなロールズの「基本構造」の特徴は、ここまでに挙げた(1)~(4)のテーゼに集約されており、彼の正義論の「制度的正義論⁶」としての形態を特徴づけていると言える。

2. ヤングの基本構造批判

2.1. 分配的パラダイム批判

ヤングがロールズの基本構造概念を明示的に批判しはじめたのは、晩年にあたる2006年の“Taking the Basic Structure Seriously”から、2011年発表の遺稿『正義への責任』にかけてである。しかし彼女も認めるように、Young (2006)での議論は1990年の著作『正義と差異の政治』における議論を拡張・精緻化し、ロールズの基本構造理解に対する批判として再構成したものである。(cf. Young 1990=2020: chap. 1; 2006: 91)。それどころか、そのような彼女の分配的平等主義批判に通じる議論は、遅くとも1981年の論文「正義の批判理論に向けて」時点で既に展開され始めていた。ゆえに本項ではこれ以降の主張を連続したものを見なし、Young (1990=2020: chap. 1)の用語を用いて、「分配的パラダイム (the distributive paradigm)」批判⁷と名づけてまとめることとする。

ここで、あらかじめ「分配的パラダイム」という用語の定義を確認してお

⁶ 本用語は森 (2019: 36) より借用した。

⁷ 分配的パラダイム批判は、しばしば分配的平等主義から関係的平等主義への転換を主張する最初期の議論として位置づけられる議論である (cf. Lippert-Rasmussen 2018: 11-12; 森 2019: 4, n. 3)。しかし本稿では、この批判を専らロールズの「基本構造」概念を修正し、構造的不正義の可視化に対応したものとするための出発点として解釈してゆく。そのことが関係的平等主義に対していかなる含意を持つかは、本稿の射程の範囲外である。

く。分配的パラダイムとは、「社会の成員の間で、社会的な利益と負担が道徳上適切に分配されていること、という意で社会正義を定義する」ような、「ある問いを規定する諸要素や諸実践の配置」を意味する (ibid.: 16=21)。彼女の見立てでは、ジョン・ロールズの正義論に始まり、ブルース・アッカーマンやウィリアム・ガルストン、デイヴィッド・ミラーの理論など、1970～80年代当時の大半の哲学的正義論においてこのパラダイムは自明のものとされていた (cf. ibid.: 16-18=21-23)。なおここで、「社会的な利益と負担」に該当するもの、すなわち「財」を富や収入などの物質的資源に必ずしも限られるわけではなく、「権利、機会、権力、自尊心などの非物質的な社会的財」もしばしばそこに含まれる (ibid.: 16=21)。要約すれば、「正義が問題となるあらゆる状況は、人々が財のストックを分割し、諸個人の有する〔その財の〕取り分の大きさを比較するという状況と類似する」(ibid.: 18=24-25) というモデリングを行うような正義論は、全て分配的パラダイムを共有していると言える。

そのような分配的パラダイムを共有する正義論の一つとしてのロールズの正義論は、Young (2006) において以下のように批判されている。

「正義の主題は基本構造である」という主張は、ロールズが——権利と自由、職務と地位、収入と富などの——分配に強調点を置いていることと緊張関係にある。(Young 2006: 91)

この批判は、前節のテーゼ(1)それ自体が内的緊張を孕んでおり、存立し難いものである、と主張するものであると理解できる。ここでテーゼ(1)を確認しよう。

(1). 基本構造とは、社会の諸制度が財を分配する機能を指す⁸。

ここに現れているように、基本構造とは財の分配機能、すなわち制度によって財が人々に分配される過程を指しており、それ自体は財の分配結果を指すものではない。この部分においては、ヤングはロールズに異論を呈していない。ゆえに、「問われるのは事態を短期的に改善することではなく、構造を長期的に正義にかなったものに近づけていくことである」と考える点で、ロールズとヤングは軌を一にしている」という齋藤純一（2021: 163）の見解ももつともである。

しかしながらヤングによれば、正義の理論の焦点が財の分配パターンに向いている限り、分配機能としての基本構造を適切に理論化するのは困難だという。というのも彼女によれば、分配に焦点が当てられれば、「その分配を産出する過程に対し、あまりにも注意が払われない」し、「分配的パラダイムの下にさほど適合しないような構造的過程の重要な諸側面は不可視化される」からである（Young 2006: 91）。ここで「分配を産出する過程」ないし「分配的パラダイムの下にさほど適合しないような構造的過程」として彼女が挙げるのは、「社会的分業」・「意思決定権力の諸構造」・「ある諸個人の行動や属性を標準化（normalize）する過程」である（ibid.）。まずはこれら三つの例について各々検討する。

社会的分業

社会的分業の例として、ヤングがしばしば挙げるのは性別分業である。もつともこの部分に対するロールズへの批判は、ヤング以前からスーザン・オーキンやエヴァ・キテイら複数のフェミニスト哲学者によって展開されていた（cf. Okin 1989=2013: chap. 6-8; Kittay 1999=2010/2019: part. II）。しかしな

⁸ 以下、下線部は本稿執筆者による強調部分を示す。引用部に関しても同様とする。

がら、ヤングの批判はこれらの批判のうち、少なくともオーキンの批判とは全く異なるものであり、両者の対称的な部分にヤングの分配的パラダイム批判の特徴がよく表れている。

オーキンのロールズ批判の主たる焦点の一つに、ロールズの『正義論』における原初状態の参加者、すなわち具体的な社会の諸制度に通底する根本的な正義の原理の決定に関わる者が、家長に限られている点がある (cf. *TJ*: 128/111=173)。オーキンによれば、ロールズは「そのことによって公私二元論の罫に、またそれに伴って、家庭内の生活と両性間の関係は正義論の主題となる問題の一部であると適切に見なせない慣習的な思考様式に、まんまとはまってしまっている」という (Okin 1989: 91-92=2013: 149)。すなわち彼女の考えでは、ロールズは「基本構造」を構成する諸制度のうちにある種の家族制度を明示的に含めているにもかかわらず (cf. *TJ*: 7/6=11)、家長とその他の家族の成員内での正義に対して自身の正義原理を適用できないことになる。

もともとオーキンの見解では、「生活領域の公的／私的あるいは政治的／非政治的部分の対立に関する伝統的なりべリズムの前提を、一旦捨て去りさえすれば」、ロールズの正義論は家庭内の男女間正義の達成のための道具ともなる (Okin 1989: 109=2013: 176)。すなわち彼女のロールズに対する批判の対象は、彼の議論のうちに温存されている家父長制的・公私二元論的な前提に限られており、基本構造や原初状態についての基本的な構想はむしろ採用すべきものと主張される。結果として彼女が採用する社会構想は、きわめて簡潔に述べるならば、後年彼女の批判を受け入れたロールズの以下の主張にほぼ等しくなる (cf. *ibid.*: 175-186=285-300)。

現在よくある一つの提案は以下のものである。規範あるいは指針として、法は(依然として一般的であるように、妻がその負担を負っている時は)

子どもを養育する際の妻の労働を、婚姻関係にある間に夫が稼ぐ所得における平等な分け前への権限を彼女に与えるものとして見なすべきである。もし離婚ということになれば、妻は婚姻中に家族の資産に生じた価値の増分において、平等な分け前を有すべきである。(JFR: 167=328)

しかしヤングによれば、このような分配的なジェンダー正義論は「私的な家庭でのケアワークと公的な賃金労働の間の構造的分割」を疑問に付すことができなため不十分である(Young 2006: 93)。すなわちヤングは、「私的・無償のケアワーク」と「公的・有償の労働」という二つの労働形態による分業が社会に存在することを前提に、その個人や集団間での分配を問題とするだけの正義論に満足しない。むしろ「ケアワーク」が「私的」あるいは「無償」であるべきなのか、その他の「労働」が「公的」あるいは「有償」であるべきなのか、という問いまでも、それ自体正義論の主題として問われるものでなければならない。またそこから派生する、「異なる種の労働の価値、雇用者や労働市場が就業日の形態と長さに関して期待すること、そしてより公的な有給の職業における、性別による棲み分け (segregation) 及びジェンダー的な固定観念の形成 (stereotyping) の形式と地位」(ibid.) に関する示唆も、正義の主題に含まれる。

これは単にヤング個人が正義にそのような役割を要求している、という主張に留まらない。むしろ彼女の解釈では、上に挙げた価値の階層や役割期待の問題は、まさにロールズの定義する意味で「基本構造」にほかならない。しかし彼女の見立てでは、当のロールズは過度に分配に焦点を当てるあまり、事実上このような類の基本構造を正義の主題として適切に扱えていないのである。このことは、「分配を産出する過程に対し、あまりにも注意が払われない」(Young 2006: 91) ことの好例にあたる。

意思決定権力の諸構造

意思決定権力の構造が正義の問題となる事例として、ヤングは『正義と差異の政治』において、以下の事例を挙げている。ある大企業が、周辺地域に多数の失業者を出すにもかかわらず、地域コミュニティに対する予告や相談なく工場を閉鎖する決定を下したとしよう（cf. Young 1990: 19-20=2020: 26; *ibid.*: 22=31）。このような事態が不正義と呼ばれるとき、それは単にその地域の人々の所得を失わせることにより、財の分配的不平等を生じさせる限りにおいて不正義であるのではない。仮にそのように不正義を捉えたと、工場を閉鎖する企業が直ちに労働者や周辺住民に金銭的補償を行いさえすれば、このような一方的決定も不正義ではないことになるであろうが、そのような正義論理解は恐らく説得的ではない。むしろ問題とされるのは以下の事態だ、と考えた方が妥当ではなかろうか。それはすなわち、「工場の閉鎖」という意思決定が企業自身だけでなく地域住民全体の生に影響を及ぼすにもかかわらず、その意志決定権が企業側のみに握られ、住民たちにはないという事態である。より一般化すれば、ここで正義の問題とされるのは以下のような問題である。

企業・教育機関・宗教機関その他の諸機関（institutions）が、以下のように構造化されているとする。まず主要な意思決定権力を有するエリートと、その諸機関とともに働いたり、そのサービスを受けたりしている、その他の人々が存在する。しかし後者の人々は、自身の行為に影響を与える諸政策に対する権力も含め、その機関の諸々の政策に対する権力をほとんど、あるいは全く持たない。このような事態は正しいだろうか。

（Young 2006: 94）

繰り返すようであるが、このような意思決定権力の構造における不正義は、

「権力」という非物質的なものを比喩的に財にみたてない限りは、それ自体は財の分配の問題ではない⁹。それにもかかわらず、このような意思決定権力の不正義は、工場閉鎖の例における失業者の発生といった分配的不正義を発生させる過程として機能する。すなわち意思決定権力の諸構造は、「分配的パラダイムの下にさほど適合しないような構造的過程」でありながらも、「分配を産出する過程」でもある (ibid.: 91)。

ところが実際、分配的パラダイムを共有するロールズの正義論は、このような諸機関における意思決定権力の不正義の問題を扱えていない。というのも彼の理論では、「公正としての正義の諸原理は基本構造を規制するのであり、社会内の諸機関 (institutions¹⁰) や結社に直接適用されたり、それを内的に規制したりするのではない」 (JFR: 10-19) ためである。これに従えば、企業などの私的結社の意思決定構造は、それ自体正義にかなわない形式をとったり、社会の分配的不正義を促進したりするにもかかわらず、それが私的結社の構造である限りにおいて、正義の直接的主題ではなくなってしまう。ヤングの見解では、このように彼女が「基本構造」に含めるべきであると目するものが、ロールズ的な理論では正義の直接的主題に含められないような事態も、基本構造概念と分配的パラダイムとの緊張関係の中で生じてくるものである。

標準化

「標準化 (normalization)」は主に Young (2006) 以降に登場する概念であ

⁹ 権力を財にみたてることの問題点に関するヤングの議論については、2.2 節で後述する。

¹⁰ 田中成明・亀本洋・平井亮輔訳 (2020) において、この部分の institutions は「諸制度」と訳されている。しかしながら本稿執筆者の見解では、ここでの institutions は「主要な社会の諸制度 (institutions) が基底的な権利と義務を分配し、社会的協働から得られる相対的利益の分割を決定するあり方」 (TJ: 7/6=11) として基本構造が定義される際の institutions とは指示対象が異なる。両者の指示対象を簡潔に示すならば、前者は「会社や労働組合、教会、大学、家族など」を指す「結社 (association)」にほとんど類似する概念であり、私的な集団としての「諸機関」を指す (cf. JFR: 10=19-20)。一方後者は、公的・法的・政治的・社会的「諸制度」を指し、前者とは質的に異なると考えられる。

り、「諸制度や言説、実践が標準的なもの (the normal) と逸脱したもの (the deviant) を区別するしかた」 (Young 2006: 95) と定義される。ヤングの見立てでは、それらの諸制度・言説・実践はしばしば、標準的だと理解された諸個人や属性に特権を割り当てるがゆえに、このことは正義に関わる問題となる (cf. Young 2006: 95)。

もっとも、このような標準化を正義の問題として扱おうとする方針は、これ以前の文献で彼女が「文化帝国主義 (cultural imperialism)」の不正義を扱う文脈において、すでに色濃く表れていた。ヤングによれば、文化帝国主義は「ある支配的な集団の経験と文化を普遍化し、それを規範／標準 (norm) として確立することに関わる」 (Young 1990: 59=2020: 83)、すなわち特定の経験の標準化に関わる。とはいえ、「分配には還元できないけれども、人々の生における好機に影響を与える基本構造の生産あるいは再生産を助けるような一連の正義に関する諸問題を位置づけるのに、「文化」という語は曖昧すぎる」 (Young 2006: 95) という問題がある。というのも、「文化」的な不正義という語は、(それをどう定義するかはさておき) 通常の使用では「社会・経済」的な不正義と呼ばれない何ものか、という程度のことしか意味することができないからである。ヤングの関心はそれほど曖昧なものではなく、あくまで諸制度や言説、実践における「標準」と「逸脱」の区別に絞られていることを示すため、彼女は「文化帝国主義」の問題を次第に「標準化」の問題と言い換えるようになったに過ぎない。

ヤングは標準化の問題の表れる場の代表例として障害の問題を挙げ¹¹、分

¹¹ ここで、ヤングは障害の文脈において *normalization* の語を用いているが、この語は障害論の一般的な文脈におけるノーマライゼーションとは語義が異なることに注意が必要である。障害論の一般的な文脈におけるノーマライゼーションは、「障害者の有する障害をありのまま受け止めて通常の者と同様な生活を営むもことを可能ならしめるように、諸条件や環境を整えること」を目標とする社会的理念である (西 2008: 680)。この理念は、「諸制度や言説、実践が標準的なものと逸脱したものを区別するしかた」として、かつ構造的不正義の過程の一つとして規定される、ヤングの「標準化 (normalization)」とはある意味において対極にあるとすら言える (Young 2006: 95)。

配的パラダイムに属する正義論がそのような問題をいかに適切に扱ってこなかったかを示そうとする。もっともここでの射程は、ヤング自身が「自身では障害について何も実質的なことを述べていない」と目するロールズだけでなく、より直接的に障害の問題に言及するような、いわゆる「運平等主義者」にまで広げられる（cf. Young 2006: 97, n. 25）。彼女の見立てでは、運平等主義者は障害に関して以下のような主張を展開している。

障害を有するということが示唆するのは以下のことである。それはすなわち、〔第一に〕ある個人は、所得や権力をめぐる競争に対し、他の人々ほど効率的な形で参入できないであろう、ということである。加えて「ハンディを負った」——運平等主義者の文献では競争力を欠いた人々はしばしばそう呼ばれるのだが——人々は、自身の不遇に対する補償を受けべきだ、ということである。（*ibid.*: 95）

このような主張の根底にある前提は、「ある個人は、特定の身体的もしくは精神的な機能性を欠いていることによって、それを有している人々よりも自動的に競争力において劣った者となっている」（*ibid.*）というものである。この立場はすなわち、障害を個人の有する内的な資産の欠損と見なす、いわば「障害の個人モデル」を採用している。

しかしながら、この立場にはいわゆる「障害の社会モデル」的観点が欠けている。それはより詳細には、以下のような観点である。

ある個人が「障害者である」か否かは、その個人の属性や能力よりも、以下のことにはるかに依存している。それはすなわち、社会のインフラや諸規則、相互行為上の期待によって、一部の人々が能力を涵養・発揮するのがどの程度困難にされているか、ということである。（*ibid.*）

より具体的な例を挙げよう。現代の多くの社会において、ある人の両脚が全く動かないのはそれ自体「ハンディキャップ」であると見なされる。しかしながら、それがハンディキャップを構成するのは、その社会の「基本構造」にしばしば段差や縁石、狭い戸口や足で操作する機械などが含まれている¹² 場合に限られる (Young 2006: 95)。これらが無いのであれば、脚が動かないからといって当人の社会的競争力が低減することは全くないであろう。

それにもかかわらず彼らが障害者であり続けるような社会構造が残っている背景として、ヤングは「標準化」を位置付ける。上の事例に即して言えば、段差の数多くある社会の背後には、「脚を動かす」という社会の（多数派ではあるが）一部に過ぎない人々の経験が、全員の能力を判断する際の基準とされるようなプロセスが存在する。それだけでなく、この過程のうちでは「標準的」であるような属性は「最良」であるという価値的な含意を持つようになり、それに達しない人々はスティグマを与えられることになる (cf. *ibid.*)。このようにして、「標準」として定められた人々に適合するよう設計された社会構造が、別の人々に負わせるハンディキャップとスティグマは、後者の人々の財を欠乏させる過程に他ならない。この意味で、標準化それ自体は「分配的パラダイムの下にさほど適合しない」としても、「分配を産出する過程」であり、正義の主題にされるべきである (cf. *ibid.*: 91)。

しかしロールズ自身は、先述したように「自身では障害について何も実質的なことを述べていない」 (*ibid.*: 97, n. 25)。加えて言えば、彼は自身の正義論において障害の問題に関する言及を回避すべく注釈を入れる際、その障

¹² ある社会における段差や機械などの配置が、ロールズが想定した意味での「基本構造」として機能する「主要な社会の諸制度」に含まれるか否かは議論の余地があるかもしれない。もっともヤングの立場に立てば、仮にロールズがこれらを「基本構造」の構成要素として想定していなかったとすれば、それはロールズの側の欠陥であると考えられるべきであろう。というのも、そのような一連の配置は現にロールズ的な意味での基本財の分配の過程として機能していることから、定義上「基本構造」に含まれねばならないからである。

碍の範囲を「人々が通常の意味において (in the usual sense) 協働する社会の
成員となることを妨げる程度に激しい」もの、と規定する (PL: 20/20=25)。
ヤングによれば、この「通常の意味において」という文言こそが、「ある人々
の能力を、彼らが別の構造や期待の内部にいるときよりも低く見せかけるよ
うな、偶然的な物理的構造と社会的期待を、しばしば前提としてしまう」
(Young 2006: 95-96)。このような態度は、ある社会において標準とされて
いるものを自明視し、それを標準的なものとして位置付けるような社会の構
造的過程、すなわち「基本構造」の構成要素であるべきものを正義論の文脈
で問い直すことを、自ら放棄するものである。この問題もまた、ヤングは基
本構造概念と分配的パラダイムの緊張関係として理解する。

2.2. 「分配的パラダイム」とロールズの見落とし¹³の因果関係

前項の三つの具体例に即したヤングの指摘は、全て以下の①～③のような
論理構成からなっていた。

- ① ロールズは正義の主題としての「基本構造」を、社会の諸制度が財を分配
する機能、すなわち過程として定義している。
- ② 彼のこの定義に沿えば「基本構造」に該当すると見られるにもかかわらず、
ロールズが正義の主題として扱い損ねているものが存在する。
- ③ したがって、ロールズが「基本構造」を財の「分配」の観点に絞って定義

¹³ ここでロールズがこれらの事例を正義の主題から外していることを「見落とし」と表現しているのは、あくまでヤングの理論展開に内在的な視点からの見解によるものであることには注意が必要である。すなわち、ロールズが基本構造及び諸制度と個別的行為の間の分離テーゼを採用し、ヤングが挙げたような事例を正義の主題から外しているのは、見落としという過失ではなく、意図的かつ十分な理由に基づく態度である、という理解の可能性は排除されない。実際、本稿中でも度々引用している藤岡 (2008) の主題の一つは、基本構造と個別的行為の一元化テーゼが、リベラルな正義論にとって受け入れ難いある種の帰結を招くことを示すことにある。もっとも、本稿ではあくまで一旦ヤングに内在的な社会構造理解の詳解のみに議論をとどめ、その妥当性を検討する議論への展開は差し控える。

したことは、その「過程」としての基本構造についての適切な理解を妨害している。

ここで、前提②と結論③の間には大きな論理の飛躍がある。第一に、ロールズの定義に沿えば「基本構造」に含まれる具体的な社会の構成要素を、彼自身が正義の主題にしていなかったからといって、もとの定義のしかたに欠陥があるとは限らない。むしろその原因は単なるロールズ個人の個別的文脈における見落としにあると推測する方が、一見もっともらしいとすら言える。

第二に、仮にその原因が基本構造の定義のしかたにあったとしても、それが「分配」に焦点を当てる分配的パラダイムであるとは限らない。それどころか、上で扱われてきた事例のうちには、むしろ分配的パラダイムを保ったある種の正義論の下で、不正義として認識できる事例もあるのではなかろうか。一例を挙げれば意思決定構造の不正義は、自己決定権や自由権、意思決定への参加の機会、あるいは他者のあり方に影響を及ぼす権力の不平等な分配、と言い換えることもできる。加えて言えば、ロールズの正義論自体、平等な自由や公正な機会均等を正義の二原理の一部に含む形で、権利や機会の分配について論じている (cf. *TJ*: 302-303/266-267=402-404¹⁴)。

さらに付け加えるならば、ロールズが私企業の意味決定構造の正義を扱えていないというヤングの批判は、直接的には彼の正義論の公私二元論性に向けられたものである。この公私二元論性の原因までも、分配的パラダイムに帰せられるとなぜ言えるのであろうか。

これらの問いに答える方法の一つに、「分配 (distribution)」という語がそれ自体いかなる状態を指すかという、より根源的な問題に答えるという方法がある。実際、ヤングは『正義と差異の政治』において、そのようにして上

¹⁴ 本参照の該当箇所は初版と改訂版で記述内容が異なるが、この改訂は「ロールズが権利や機会を分配的に扱っている」というテーゼの成否に影響しない。

の問いに答えている。本稿でもそれに倣い、まずは日常的に全く問題なく「分配」という概念を使用できる状況を想定し、それが社会の基本構造に関する文脈で「分配」と称されるものといかに異なるか考察する。続いて、そこから得られた洞察をもとにしつつ、ロールズの個別具体的な見落としがまさに分配的パラダイムから派生する欠陥に由来することを、2.1 節で用いた三つの具体的文脈についての再検討を通じて明らかにする。

「分配」概念の含意がいかに社会構造への誤解を招くか

第一に、日常的な以下の事例 A を想定してみる。

A) 私はタロウとハナコからリンゴを合計 10 個預かり、5 個ずつ分配した。

この事例において、当然ながら以下の事態が成り立つ。

- i. 財（＝「リンゴ」）の配り手（＝「私」）は、その受け手（＝「タロウ」や「ハナコ」）とは異なる行為主体である。
- ii. 財は配り手と受け手の双方から分離した実体であり、彼らの間を移動する。
- iii. 財の受け手は配り手に財を回収されたり渡されたりするなどして、受動的に振る舞ってさえいればよい。
- iv. この分配は、一人の配り手、複数の受け手という行為者と、その間を移動する財のみによって完結可能である。

事例 A に限らず、ある個人や組織によって、他の個人や集団の間で物質的な財が分配あるいは再分配される際には、およそ上の i～iv の事態は成り立つ。それゆえ我々が「分配」という概念を用いる際には、概ね上のような事態を

念頭に置くことになる。

しかしながら同様の事態は、以下の事例 B においても全く同様に成立しているであろうか。

B) 「脚を動かす」経験を標準化するような社会構造は、脚を動かさないタロウと動かせるハナコの間で、移動の自由という権利を不平等に分配する。

まず事態 i から考える。ここで「「脚を動かす」経験を標準化するような社会構造」として指示されるものは、必ずしもタロウやハナコという財の受け手たちから、存在論的に独立した行為主体ではない。もしそのような構造が「特定の諸個人の明示的な偏見や、明示的な区別や排除の要素を持つ公的政策」(Young 2006: 96) のみに由来するのであれば、それを財の受け手とは異なる存在の配り手と見なすことも可能かもしれない。しかしながら現実には、それらの構造には「〔人々の〕振る舞いや相互行為における諸々の日常的習慣」に埋め込まれた、「普及しているが相対的に意識されない前提」なども含まれる (ibid.)。上の事例に即して言えば、それはたとえば「高低差のある二地点を移動するときは段差をまたぐのが通常である」とか「自動車は足を使って運転するのが通常である」などといった、人々が暗黙裏に抱き、それに従って行為し、社会を設計するところの前提であろう。このような前提は、財の受け手であるタロウやハナコたち自身も持つものであって、彼らの意思や実践から独立したものではない。

続いて、事態 ii も成立しているとは言い難い。というのも「移動の自由」などの非物質的な財の観点においては、「以前は特権的であった集団が〔中略〕自身の権利の一部を残りの社会の成員に譲渡する」ようなことは起こり得ないためである (Young 1990: 25=2020: 35)。その理由をさらに辿れば以下

のようになる。まず権利や機会とは、「持つこと (having) というよりむしろすること (doing)、すなわち行為を可能にしたり制約したりする社会的関係性を示している」(ibid.)。しかもそれらを規定するような「個人のアイデンティティや能力は多くの点において、それ自体社会の諸過程や諸関係の産物である」(ibid.: 27-38)。事例 B の文脈において言えば、移動の自由とは、社会の中に諸々の制度や物理的なインフラ、言説、複数個人間の相互行為などが配置される中で、ある人が二地点間を移動することが制約なく容易に可能であることを示す概念である。そういった社会的・関係的な配置による移動への制約が誰かに対して強められたからといって、別の誰かに対する同様の制約が同時に弱められるとは限らない。このような意味において、基本構造によって「分配」されているものの一部であると目される権利や機会などの非物質的財は、配り手や受け手と存在論上の意味で分離され、単独で行為者の間を移動するものではない¹⁵。

多くの非物質的財が「持つこと」ではなく「すること」を指示しているという事実はまた、直ちに事態 iii の成立を否定することになる。というのも権利や機会は、その受け手と目される人々が能動的に特定の行為をしようとした際に、その行為が社会的に制約されているか否かを示す概念として現れるからである。事例 B に即せば、タロウとハナコは何ら行為しようとすることなく、移動の自由という財を受動的に手にすることはできない。むしろ彼らが能動的に移動しようとしてはじめて、移動が制約なく容易に行えるか否か、すなわち移動の自由があるか否かは明らかになる。したがって、少なくとも権利や機会などの非物質的財に関して言えば（その他の非物質的財や、一部

¹⁵ もっとも全ての権利や機会、権力などの非物質的財が、行為者から独立した実体としてある人から別の人へと分配することが不可能だ、とまでは言えない。ヤング自身が挙げた例に従えば、たとえばお祭りの屋台で射的をする権利は、金銭を支払って屋台の店主から譲り受けたり、そのままの形で他人に譲渡したりすることも可能であろう (cf. Young 1990 26=35)。しかしながら、本項の論旨を立証するためには、基本構造が「分配」している目される財のうち主要な一部分に、物質的な財と同様の仕方で分配され得ないものが存在していることを示すだけで十分であるため、上の事実は論旨に影響を与えない。

の物質的財においてもそうである場合もあるかもしれない)、その分配は受け手となる行為者が能動的に行為することによってはじめて可能となる。

補足して言うならば、財の受け手となる行為者が能動的行為を行うことによって、まさに彼らは自身に対して財を振り分ける同一の構造を再生産している。ヤングはアンソニー・ギデンズの構造化理論 (the theory of structuration) に訴えつつ、このことを以下のように要約する (cf. Giddens 1984=2015: chap. 3-4)。

我々は既存の諸制度や諸規則、多様な諸行為の構造的帰結についての知識を携えて行為し、それらの構造は我々の諸行為の合流を通じて成立させられ、再生産される。(Young 1990: 29=40)

すなわち、「社会構造による財の分配は行為者の能動的行為によってはじめて成立する」という形で事態 iii の成立を否定すれば、「社会構造の少なくとも一部は、分配の受け手による暗黙の前提や実践からなる」という形で事態 i の成立も派生的に否定される。事例 B に即して言えば、足が動かないタロウも動くハナコも、この社会に段差や足で操作する自動車などが多数あることは考慮に入れ、かつそれを苦にせず移動することが「標準的な」経験であることは前提とした上で移動を試みる。その結果として、タロウとハナコの間で移動のしやすさに差が生じるという、移動の自由における不平等が発生する。一方で、まさにそのような標準的経験に関する前提を抱えた状態で彼らが行為すると、その前提をもとに社会内の物理的なインフラ¹⁶や制度、規則などが設計され、現状と同じしかたで移動の自由を「分配」する構造が再

¹⁶ ヤングは度々、社会における物理的な環境が先行する諸行為の集合的な帰結であることを説明する際に、ジャン・ポール・サルトルが『弁証法的理性批判』において用いた「実践的-惰性態 (practico-inert)」の概念に訴えかける (cf. Young 2000: 96; 2011: 53-54=2022: 92-94)。もっとも、本稿ではこのような文脈でのヤングのサルトル理解の妥当性について、サルトルの原著と対照した上での検討を行わない。

生産される。このような意味において、事態 iii が成立しないことは事態 i も同様に成立しないことを示唆する。

最後に、事態 iv も以下の論拠ゆえに成立しない。前提として、先の事態 i に関する議論においては、「〔人々の〕振る舞いや相互行為における諸々の日常的習慣」に埋め込まれた、「普及しているが相対的に意識されない前提」は社会構造の一部であり、それは財の受け手も共有するものであると述べた (cf. Young 2006: 96)。一方これらの構造は、財の受け手もその一部を担うものであるが、彼らだけでなく別の諸個人もまたそれを担っている。このことも事例 B を具体例として述べるならば、移動の自由の「分配」は、その対象となるタロウとハナコ、そしてどの個人にも属さない「基本構造」さえあれば成立するものではない。むしろその社会内で各々の公共施設や店舗、道路や機械などを設計したり、その実物を製作したり、それらを運営したりする多くの諸個人の実践が、そのようなタロウ・ハナコ間での自由の「分配」を成立させる社会の構造を作り上げている。ゆえに少なくとも一部の財の分配に関しては、事態 iv のように受け手となる個人と、どの個人でもない配り手としての「基本構造」のみで実現するものではない。むしろ財の配り手に相当するのは、「二人の行為者の間を媒介する、複数の行為者と行為からなるより大きな構造」なのである¹⁷ (Young 1990: 31=2020: 44)。

以上の議論に従えば、事例 B のように基本構造が財を「分配」すると見立てられる文脈においては、個別的行為者が物質的財を分配する事例 A で成り立つ事態 i~iv とは対照的に、以下の事態 I~IV が成り立つ。

¹⁷ もっともヤング自身は、この事実を「権力 (power)」関係について述べている (cf. Young 1990: 31=2020: 46)。彼女は「権力」を詳細に定義していないが、差し当たり権力関係とは「ある行為者が別の行為者の行為決定に強く干渉可能であるが、逆の干渉は困難であるような関係」であるものとみなせば、彼女の権力論の解釈としては整合的である。しかしながら本稿執筆者の見解では、上の事例 B に照らして確認したように、ある財が「分配」される背景的過程に複数の第三者からなるより大きな構造を見出せるというヤングの主張自体は、権力以外の一部の財の事例においても妥当するとみなして問題ない。

- I. 少なくとも一部の財に関しては、財の配り手としての構造の構成要素には、その受け手となる行為者の諸実践や諸前提も含まれる。
- II. 少なくとも一部の財は、財の配り手や受け手から分離独立して個人に所有される独立した実体ではなく、彼らの実践そのものと不可分である。
- III. 少なくとも一部の財は、受け手が受動的に受け取る形で所有することはできず、彼らが何らかの実践をすることではじめて「分配」される。
- IV. 少なくとも一部の財の「分配」は、財の配り手となるどの個人でもない構造とその受け手以外の、多数の第三者的行為者の媒介によって成立する。

上に見たように、いわゆる基本構造による財の「分配」において発生する特徴的な事態I~IVは、日常的な物質的財の分配においては起こっていない。それにもかかわらず、後者の分配に見立てる形で前者を「分配」と見なすことは、社会正義に関する問いにおいて、社会構造が持つ特徴I~IVを不可視化することにつながる。ヤングの見立てでは、ロールズが個別具体的な文脈で犯したような見落としも、これらの特徴が不可視化されたことに由来するのである。

個別事例への示唆

本項では、前項で示した社会構造の特徴I~IVとロールズが見落としした個別具体的なものを対応させることで、彼の見落としと分配的パラダイムの因果的なつながりを明らかにする。

第一に分業制、とりわけ性別分業の事例に立ち返る。ロールズが性別分業による家庭内不正義に対して提案した治癒策は以下のようなものであった。それはすなわち、妻が子どもの養育を一手に担っている家庭では、婚姻中の夫が稼いだ所得に対し、妻にも平等な所有権を認める、というものである (cf. *JFR*: 167=328)。このときロールズが正義論の射程として認識できているの

は、以下の対象に限られる。

- 基本構造 (=財の配り手) : 所得に対する所有権への法的保護
- 財 : 夫の家業所得 (に対する所有権)
- 分配の参加者 : 夫と妻、及びどの個人でもない「基本構造」の三者

このようなロールズの射程は、物質的財を日常的に分配する際の事態i~ivにちょうど適合するように絞られており、社会構造に特徴的な事態I~IVを正義の射程から外している。第一に、「基本構造」が法的な所有権保護制度に限られているのは、それが財の受け手を含むようななどの個人とも別個であるものしか含み得ないためである(→i)。逆に家庭内の夫妻も含めた個人が実践上職種ごとの分業を行っているという、それ自体は法的でない制度の方は、正義の主題としての基本構造に含めることができない(→I)。また財に関しても、その受け手としての行為者間で相互に譲渡可能であり、かつ受動的に保持可能であるような、所得という物質的財に直接アクセスする所有権に限定されている(→ii, iii)。そこにおいて、性別と無関係に公的な賃金労働や無給の再生産労働などの各々の職種に就く権利や機会、あるいはこの二元的分業制度に捉われず有給で再生産労働を行う権利や機会などは、財として扱われない(→II, III)。最後に、ロールズは性別分業に伴う家庭内不正義に関与するものとして、夫と妻という二人の財の受け手と、彼らへの財の配り手としての、どの個人でもない範囲に限定された「基本構造」でしか同定できない(→iv)。ゆえにこの「基本構造」のうちに、家庭外の多数の第三者の実践の集合として形成された分業制度そのものを含めることができていない(→IV)。

ロールズの見落としとそれに対するヤングの指摘において、i~ivとI~IVの対照関係がこれほどまでに明確に表れる事例は、性別分業をはじめとする分

業制の問題に限られるかもしれない。しかしながらその他の事例においても、ロールズの見落としとそれに対するヤングの指摘が、上の対照関係と部分的には対応している。このことを示すため、第二・第三の事例についても検討してみる。

第二の意思決定権力の諸構造、たとえば地域の工場閉鎖における意思決定の構造などが正義の主題としての基本構造に含まれないのは、ロールズに従うならば以下の理由による。「公正としての正義の諸原理は〔中略〕社会内の諸機関や結社に直接適用されたり、それを内的に規制したりするのではない」（*JFR*: 10-19）。この公私二元論的な区分が生じる原因の一つには、「分配」概念が配り手と受け手を相互に独立した行為主体と見なす、という別の区別がある。この理由は以下のように説明できる。第一に、工場の閉鎖決定における意思決定権力の事例を分配的に捉えるならば、「分配」される権力の受け手には当の企業と周辺住民が含まれる。ところで、これら権力の配り手としての基本構造は、その受け手としての企業や周辺住民とは異なる実体であると想定される（→i）。ゆえにロールズが結果としてそう見なしたように、企業それ自体の意思決定過程における実践は、正義原理の対象としての基本構造に含まれてはならない、ということが帰結するのである。こうしたしかたで、ロールズが個人や私的結社の意思決定権力の諸構造を正義論の射程とできないのは、部分的には分配的パラダイムを原因とすると想定される。

また第三の事例、すなわち障碍における標準化の過程をロールズが正義論の問いの射程に入れられないのも、同様に分配的パラダイムに遠因がある。その理由は以下のように説明できる。第一に、標準化の過程は、障碍の有無に伴って自由権や機会を「分配」される受け手であるような、社会の成員全員の暗黙の前提や実践によって生産・再生産されているものである（→I）。しかしながら、分配的パラダイムは財の配り手としての基本構造と受け手としての社会の成員を、異なる存在として想定することを含意している（→i）。

ゆえにロールズは、そのような標準化の過程を財の配り手としての基本構造に含めることができないのである。

小括

以上 2.2 節の議論で、ロールズが個別の文脈において犯した三つの論点の見落としは彼自身の分配的パラダイムに起因する、というヤングの指摘が妥当であることを示してきた。このことをもって、2.1 節で挙げたヤングの以下の主張は立証されたことになる。

「正義の主題は基本構造である」という主張は、ロールズが——権利と自由、職務と地位、収入と富などの——分配に強調点を置いていることと緊張関係にある。(Young 2006: 91)

このテーゼに従い、社会正義を機能させるための過程としての基本構造を適切に扱うならば、それと緊張関係にあるような分配への強調点を撤回し、正義や不正義を別のしかたで記述できるようにならねばならない。それはすなわち、第 1 節で挙げた基本構造の定義に関わる以下のテーゼ(1)から、「分配」という焦点を放逐すべきであるということの意味する。

(1). 基本構造とは、社会の諸制度が財を分配する機能を指す。

このテーゼの書き換えにあたり、ヤングはまず行為者が受動的に「持つこと(having)」に関わる所有物としての財(goods)の概念を、「すること(doing)」そのものに関わる行為可能性としての善(goods)へと置き換える。ヤングの考えでは、人間にとって普遍的な善は以下の二つである(cf. Young 1990: 37=53; 2000: 31-33)。

- 自己開発 (self-development) :
自らの能力 (capacities) を開発し、行使し、自らの経験を表現すること
- 自己決定 (self-determination) :
自らの行為や、その行為を条件づけるものを決定する手続きに参加すること

ここにおいて提示されているのは、人が受動的に所有する財ではなく、それを用いて能動的に行為するときの機能に焦点を当てる、ある意味でアマルティア・セン的な潜在能力アプローチである (Young 2000: 31-32)。もっともこの結論に至るまでの分配的パラダイム批判は、ヤング独自の論理で展開されてきたものである。

また彼女はこの裏返しとして、不正義の一般的な条件である「抑圧 (oppression)」と「支配 (domination)」を規定する。すなわち抑圧とは自己開発を、支配とは自己決定を、それぞれ制度的に制約することを指す (Young 2000: 31)。これらを踏まえた上で、テーゼ(1)を書き換えると以下の通りになる。

- a. 社会構造¹⁸とは、社会の諸制度が人々の自己開発や自己決定を促進したり、制約したりする機能を指す。

またここまでに示してきたように、分配的パラダイムは財の配り手としての社会構造と、受け手としての個人の存在論的分離を含意していた。すなわち分配的パラダイムが置き換えられれば、このような構造と諸個人や彼らの

¹⁸ ここで「基本構造」を「社会構造」と言い換えたのは、ヤング自身の語法に合わせるためである。

行為の間の存在論的分離は必然ではなくなる。ゆえにこのような存在論的分離の前提の下では捉えられなかったような、社会的な正義・不正義の過程としての社会構造も、必要とあらば正義論の主題にとして取り上げられることになる。すなわちこれらは、1 節で挙げた残りのテーゼのうち、次のテーゼ(2)・(3)も、以下のテーゼ b・c に置き換えられることを意味する。

〈書き換え前〉

- (2). 基本構造として機能する社会の制度的枠組み（すなわち「主要な社会の諸制度」）は、個々人の日常的行為（すなわち「個別的行為」）と区別可能である。
- (3). 分配的正義が適用されるのは、(1)のうち前者に対してのみである。

〈書き換え後〉

- b. 基本構造として機能する主要な社会の諸制度には、個別的行為と同一の実体を指示しているものもある。
- c. b より、分配的正義は個別的行為にも適用されることがある。

さらに加えて、分配的パラダイムを置き換えるならば、財の配り手としての基本構造に対し、受動的に振る舞うものとして諸個人を捉える必然性もなくなる。逆に諸個人の能動的実践が社会の基本構造を変更してゆくような、反転した両者の関係性も同時に存在しうることになる。ゆえに第1節の最後のテーゼ(4)も、以下のようにテーゼ d に書き換えられる。

〈書き換え前〉

- (4). 基本構造として機能する社会の諸制度は、諸々の個人や結社の個別的行為に対して、一方的に条件づけを行う関係にある。

〈書き換え後〉

- d. 基本構造として機能する社会の諸制度は、諸々の個人や結社の個別的行為と、相互に影響を与え合う関係にある。

これらの書き換えを経て、ヤングが社会構造概念を最終的にいかなる形で構想するか、という問いに次節で答えることで、本稿表題である「社会構造は社会の何を指すのか」という問いは達成される。

3. 社会構造と個人の実践の「一元化テーゼ」と「反転図形テーゼ」

前節末尾で行った、基本構造に関するテーゼ(1)~(4)を新たなテーゼ a~d への書き換えを、再度一覧としてまとめておこう。

〈書き換え前〉

- (1). 基本構造とは、社会の諸制度が財を分配する機能を指す。
- (2). 基本構造として機能する社会の制度的枠組み（すなわち「主要な社会の諸制度」）は、個々人の日常的行為（すなわち「個別的行為」）と区別可能である。
- (3). 分配的正義が適用されるのは、(1)のうち前者に対してのみである。
- (4). 基本構造として機能する社会の諸制度は、諸々の個人や結社の個別的行為に対して、一方的に条件づけを行う関係にある。

〈書き換え後〉

- a. 社会構造とは、社会の諸制度が人々の自己開発や自己決定を促進したり、制約したりする機能を指す。
- b. 基本構造として機能する主要な社会の諸制度には、個別的行為と存在論

上は区別できないものもある。

- c. bより、分配的正義は個別的行為にも適用されることがある。
- d. 基本構造として機能する社会の諸制度は、諸々の個人や結社の個別的行為と、相互に影響を与え合う関係にある。

このことから帰結するのは、ロールズの正義論全体を貫通する「分離テーゼ (dualism)」の棄却である。分離テーゼとは、「分配的正義が適用されるのは社会の制度的枠組みに対してであり、その下で営まれる個々人の日常的行為にまで直接及ぶものではない」(藤岡 2008: 161) というものであった。このテーゼに代わって採用されるのは、「正義の実現見込みが人々の日常的行為選択からも影響を受ける限りは、日常的行為も正義の適用対象に含まれるべきである」とする、「一元化テーゼ (monism)」である (ibid.)。藤岡によれば、この意味での一元化テーゼは、主にジェラルド・コーエンのロールズ批判において度々唱えられてきたという (cf. ibid.: 161-162)。

前節までの議論から推察できるように、ヤングはこの意味での一元化テーゼには同意する。このことは『正義への責任』における以下の記述からも明白である。

個別的な行為者は、正義の問題との関係で何らかの責任を有している、と強調する点で、コーエンと [リアム・] マーフィーは正しい。[中略] さらに言えば、諸個人が成立 (enact) および再成立 (reenact) させるような多くの日常的な社会的慣例 (convention) ・実践・習慣 (habit) は、社会的不正義の生産と再生産に寄与する、と主張する点で、コーエンは完璧に正しい。(Young 2011: 70=2022: 118)

一方でヤングは、ロールズが設けた社会構造と個別的行為との間の区別を、

部分的には維持する理由があると考えている。彼女が残すべきだと考えるのは、「構造を参照する規範的判断」と、「個人の相互行為を参照する規範的判断」の区別である (ibid.: 71=120)。前者は「諸制度の内部での諸行為の影響が、いかにして他の諸制度における他の人々の諸行為によって仲介され、我々が正義にかなうとか不正義だなどと判断する帰結を産出するのか」考察する (ibid.)。すなわちそこで判断されるのは、諸行為が結果として構造的な不正義の生産と再生産に加担しているか否かである (cf. ibid.: 73=124)。一方後者は、「人々が互いをより直接的なしかたにおいていかに扱っているかについての、より直接的な諸問題」を考察する (ibid.: 71=120)。そこで判断されるのは、その相互行為の帰結が正義にかなうか否かではなく、その行為自体が道徳的に許容可能であるか否か、という一種の非帰結主義的¹⁹評価である。

しかし一方で、ヤングは一元化テーゼを受け入れる以上、社会構造と個別的行为の間に存在論上の区別はできない。それにもかかわらず、その同一の対象に対して、構造を参照する判断と個人の相互行為を参照する判断を別々に行うべきであることが、彼女の主張からは帰結する。その結果として、彼女の主張は以下のように結論づけられる。

そもそもロールズと彼の多くの後継者の誤りは、彼らが社会の基本構造を規定する際に「社会において他の諸部分より基底的ないち部分²⁰、すなわち社会の諸制度の小さな部分集合を探し求めたこと」にある (ibid.: 70-119)。しかし実際には、社会構造は「社会の一部ではなく」、「社会全体に対するある特定の²¹見方 (way of looking) に関わり、その見方において可視化される」 (ibid.: 70=120)。すなわち多くの人々の多数の実践からなる社会全体は、

¹⁹ ここでの「非帰結主義的」は一見多義的な概念であるが、本稿では「ある行為や習慣の正しさを判定するときに、それ自体の性質を評価し、それが招く帰結が正義にかなっているか否かを評価しない」ことを「非帰結主義的」と呼ぶことにする。

²⁰ 以下引用部中のうち、英文原著においてイタリック体で強調されている箇所は傍点で示す。

あるしかたで見たときには、多数の個別的行為が別々に存在しているに過ぎず、それらに対する評価も個別の行為に対する非帰結主義的評価にならざるを得ない。しかしながら、その社会全体を別のしかたで見れば、そこにある多数の実践は、その中の多数の人々の自己開発と自己決定を促進したり制約したりするような、有機的な構造であると見なすこともできる。そのように見れば、その中の諸実践は構造的な正義や不正義の再生産に結果として加担するものとして評価でき、その結果に関して人々に責任を負わせることになる。

このように、ヤングは社会構造と個別実践の間の存在論上の主張として受け入れられる「一元化テーゼ」の他に、両者の認識上あるいは評価上の関係に関する独自の主張も受け入れている。この主張を本稿では「反転図形テーゼ (ambiguous figure thesis)」と名づけることとする。このテーゼの命名は、発達心理学者キャロル・ギリガンが「正義の倫理」と「ケアの倫理」の関係性を示す際に行った、いわゆる「反転図形の比喩」から着想を得たものである。ギリガンによれば、正義の倫理とケアの倫理とは、ちょうど後ろを向いた婦人にも老婆の横顔にも見える有名なだまし絵を見るときのように、同じ対象から異なる道德問題を浮かび上がらせる二つのパースペクティブである (cf. Gilligan 1987=2014)。ヤングも同様に、社会全体という一つの「だまし絵」から、バラバラの個別的行為とその有機的結合体としての社会構造という異なる「絵柄」を浮かび上がらせ、それぞれに別のしかたで評価が下せるような、二つのパースペクティブを想定したのである。

以上の「一元化テーゼ」と「反転図形テーゼ」をもって、ようやく本稿表題の問いに答えを与えることができる。すなわちヤングにとって「社会構造」が指すものとは、存在論的には多数の人々の数多の諸実践の集積としての社会全体である。しかしそこには、社会全体をある特定のしかたで見たときにしか浮かび上がらないような諸実践の有機的結合体であって、それが社会内

の人々の自己開発と自己決定に影響を与えている限りにおいて「社会構造」と呼ばれるに過ぎない、という認識上の留保がつくのである。

おわりに

本稿では「「社会構造」とは社会の何を指すのか」という表題の問いに対する回答を追究する過程において、ヤングの分配的パラダイム批判から基本構造概念批判までの一連の主張の架橋を試みた。もっとも最後の第3節において、本稿では以下の問いへの回答を回避した。それはすなわち、ヤングが「構造を参照する規範的判断」と、「個人の相互行為を参照する規範的判断」を分ける必要を説いたのはなぜなのか、という問いである。この問いに答えるためには、ヤングの構造的不正義に対する集合的責任の理論と、個別的行为に関する帰責の理論との区別について、より入念な探究を行う必要がある。しかしながら、本稿ではその部分の詳細な検討には至らなかった。

ヤングの社会正義論の全貌を明らかにするための課題は、この他にも山積している。序論でも述べたように、彼女はフェミニズム、多文化主義と差異の政治、民主主義論、規範倫理学と責任論など多くの分野に対して、現象学・批判理論・分析的規範理論などの多様な方法論を用いて、自身の政治理論を展開している（cf. Ferguson & Valls 2022: 1）。これらの多様な理論を体系的に架橋してゆくことも、今後の本稿執筆者の研究にとって喫緊の課題である。もっともそれら多数の課題を各々解決した末に、結果として導かれる彼女自身の理論の全貌が、現代政治理論において一定以上の示唆を与えることは、確信に値する事柄であろう。

参考文献

※以下全文献のうち、欧文文献の訳は本稿執筆者によるが、一部（）内の邦訳を参考にした。

※ロールズの文献からの引用・参照にあたっては、以下の略号を用いた。

- *TJ*: Rawls, John. *A Theory of Justice*. The Belknap Press of Harvard University Press, 1971. / revised edition, 1999.
(改訂版訳: ロールズ, ジョン. 『正義論 [改訂版]』. 川本隆史・福間聡・神島裕子訳. 紀伊国屋書店, 2010.)
- *PL*: Rawls, John. *Political Liberalism*. Columbia University Press, 1993. / expanded edition, 2005.
(増補版訳: ロールズ, ジョン. 『政治的リベラリズム [増補版]』. 神島裕子・福間聡訳. 筑摩書房, 2022.)
- *JFR*: Rawls, John. *Justice as Fairness: A Restatement*. Kelly, Erin (ed.). The Belknap Press of Harvard University Press, 2001.
(=ロールズ, ジョン. 『公正としての正義 再説』. ケリー, エリン編. 田中成明・亀本洋・平井亮輔訳. 岩波現代文庫, 2020.)

※以下その他文献

- Cohen, Gerald A. *If You're an Egalitarian, How Come You're So Rich?*. Harvard University Press, 2000.
(=コーエン, ジェラルド・A. 『あなたが平等主義者なら、どうしてそんなに大金持ちなのですか』. 渡辺雅男・佐山圭司訳. こぶし書房, 2006.)
- Ferguson, Michael L., & Valls, Andrew. "Introduction: Iris Marion Young in context." In Ferguson, Michael L., & Valls, Andrew (ed.). *Iris Marion Young: Gender, Justice, and the Politics of Difference*. Routledge, 2022, pp. 1-9.
- Giddens, Anthony. *The Constitution of Society: Outline of the Theory of Structuration*. University of California Press, 1984.
(=ギデンス, アンソニー. 『社会の構成』. 門田健一訳. 勁草書房, 2015.)

- Gilligan, Carol. “Moral Orientation and Moral Development.” In Kittay, Eva F. & Meyers, Diana T (eds.). *Women and Moral Theory*. Rowman & Littlefield, 1987, pp. 19-23.
(=ギリガン, キャロル. 「道徳の方向性と道徳的な発達」. 小西真理子訳. 『生存学』, 7, 2014, pp. 229-244)
- Kittay, Eva F. *Love’s Labor: Essays on Women, Equality and Dependency*. Routledge, 1999. / Second edition, 2019.
(初版訳: キテイ, エヴァ・F. 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』. 岡野八代・牟田和恵監訳. 白澤社, 2010.)
- Lippert-Rasmussen, Kasper. *Relational Egalitarianism*. Cambridge University Press, 2018.
- McKeown, Maeve. “Structural injustice.” *Philosophy Compass*, 16 (7), 2021, e12157. <<https://doi.org/10.1111/phc3.12757>>
- Okin, Susan M. *Justice, Gender, and the Family*. Basic Books, 1989.
(=オーキン, スーザン・M. 『正義・ジェンダー・家族』. 山根純佳・内藤準・久保田裕之訳. 岩波書店, 2013.)
- Young, Iris M. “Toward a Critical Theory of Justice.” *Social Theory and Practice*, 7 (3), 1981, pp. 279-302.
- ———. *Justice and the Politics of Difference*. Princeton University Press, 1990.
(=ヤング, アイリス・M. 『正義と差異の政治』. 飯田文雄・荻田真司・田村哲樹監訳. 法政大学出版局, 2020.)
- ———. *Inclusion and Democracy*. Oxford University Press, 2000.
- ———. “Taking the Basic Structure Seriously.” *Perspectives on Politics*, 4 (1), 2006, pp. 91-97.
- ———. *Responsibility for Justice*. Oxford University Press, 2011.
(=ヤング, アイリス・M. 『正義への責任』. 岡野八代・池田直子訳. 岩

波現代文庫, 2022.)

- 齋藤純一. 「国際社会における正義」. 齋藤純一・田中将人. 『ジョン・ロールズ』. 中公新書, 2021, pp. 147-167.
- 西基. 「ノーマライゼーション」. 加藤尚武編集代表. 『応用倫理学事典』. 丸善, 2008, pp. 680-681.
- 藤岡大助. 「リベラルな分配的正義構想に対する G・A・コーエンの問題提起について」. 『法哲学年報』, 2007. 2008, pp. 161-170.
- 森悠一郎. 『関係の対等性と平等』. 弘文堂, 2019.

(なかむら たつき 京都大学大学院 文学研究科 修士課程)